

三次市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する教育委員会告示（案）新旧対照表

改 正 案	現 行						
（委託金額の積算） 第 1 1 条 運営費の業務委託金額を積算する際は、次の各号に掲げる基準に基づいて積算する。 — — (1) 開設時間は、平日は<u>4 時間</u>又は長期休暇及び土曜日等の学校休業日（以下「長期休暇等」という。）は<u>1 1 時間</u>を上限とする。ただし、<u>教育長が必要と認める場合は、この限りでない。</u> (2) 略 (3) 安全管理員の配置人数については、平日は、児童数 1 0 人未満は 1. 5 人、児童数 1 0 人以上は 2 人とし、長期休暇等は、児童数 1 0 人未満は 2 人、児童数 1 0 人以上は 3 人とする。また、特に<u>教育長が必要と認める場合は、それぞれに 1 人を加算できるものとする。</u> (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 委託料は、<u>3 8 5 万円</u>を上限とする。 （庶務） 第 1 3 条 子ども教室事業の実施に関する庶務は、<u>社会教育課</u>において処理する。 別表第 1 （第 1 1 条関係） <table><tr><th>項目</th><th>単位</th><th>限度額</th></tr></table>	項目	単位	限度額	（委託金額の積算） 第 1 1 条 運営費の業務委託金額を積算する際は、次の各号に掲げる基準に基づいて積算する。 (1) <u>各子ども教室における年間開設時間数は、年間 1, 0 5 0 時間を上限とする。</u> (2) 開設時間は、平日は<u>3 時間</u>又は長期休暇及び土曜日等の学校休業日（以下「長期休暇等」という。）は<u>1 0 時間</u>を上限とする。 (3) 略 (4) 安全管理員の配置人数については、平日は、児童数 1 0 人未満は 1. 5 人、児童数 1 0 人以上は 2 人とし、長期休暇等は、児童数 1 0 人未満は 2 人、児童数 1 0 人以上は 3 人とする。また、特に<u>市長が必要と認める場合は、それぞれに 1 人を加算できるものとする。</u> (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 委託料は、<u>3 5 0 万円</u>を上限とする。 （庶務） 第 1 3 条 子ども教室事業の実施に関する庶務は、<u>文化と学びの課</u>において処理する。 別表第 1 （第 1 1 条関係） <table><tr><th>項目</th><th>単位</th><th>限度額</th></tr></table>	項目	単位	限度額
項目	単位	限度額					
項目	単位	限度額					

安全管理員	1 時間当たり	<u>1,000円</u>
学習アドバイザー	1 時間当たり	<u>1,000円</u>
コーディネーター	1 時間当たり	<u>1,000円</u>
略	略	略

別表第 2（第 1 1 条関係） 略

安全管理員	1 時間当たり	<u>950円</u>
学習アドバイザー	1 時間当たり	<u>950円</u>
コーディネーター	1 時間当たり	<u>950円</u>
略	略	略

別表第 2（第 11 条関係） 略